

おひとりさまの相続（9）

今回は、子供のいない夫婦の兄弟を交えた相続でトラブルになった事例をお伝えしましょう。

鈴木亀吉さん（75）と鶴子さん（78）は、子供には恵まれませんでしたでしたが仲睦まじいご夫婦でした。鶴さんは2年前に脳梗塞で倒れて、意識を消失したまま療養型病院に入院しています。亀吉さんは毎日病院に通い、鶴さんに語り掛け献身的に看病をしていました。



その間、亀吉さんの父親が98歳で亡くなりました。亀吉さんの実家は地主だったこともあって、遺産としては金融資産だけでなく不動産も多くありました。父親の相続人は、亀吉さんと弟の虎夫さん（72）の2人でした。

父親の遺産分割をするときに、弟の虎夫さんは、亀吉さんに対し「兄さんには子供がないから鈴木家の不動産を継ぐ人がいない。俺には息子がいる。鈴木家の財産が分散してしまわないように配慮してほしい」と言いました。しかし亀吉さんは、「言い分は分かるが、俺には2分の1を相続する権利がある。鶴子に出来るだけのことをしてやりたい。鶴子を看取って、その後に俺が死んだら、俺には子供がないから、最終的には弟のお前かお前の息子に渡すのだから、それまで待っていればいだろう」と回答しました。

亀吉さんと虎夫さんは、2分の1ずつで遺産分割協議をしましたが、それ以降、険悪な関係となり、兄弟で連絡を取り合うことがなくなってしまいました。

父親の相続の手続きがすべて完了して間もなくのこと、何と亀吉さんが心筋梗塞で倒れ、救急搬送されてそのまま亡くなってしまいました。その際は、鶴さんの件で常日頃から亀吉さんと連絡を取り合っていた鶴さんの弟と妹が、亀吉さんの親族として病院対応などを行っていました。弟の虎夫さんとは、音信不通状態になっていたからです。

亀吉さんが急死した後、まるで後を追うように5日後に、鶴さんも亡くなりました。問題はその後の相続です。亀吉さんは鶴さんが倒れる数年前に、自分が鶴さんより先に死亡したときは、すべて妻の鶴さんに相続させるとする遺言公正証書を作成していました。これによれば、父親から相続した鈴木家の遺産も含めてすべて鶴さんに相続されることとなります。5日後に鶴さんが亡くなっていたとしても、それは変わりません。

そして、鶴さんは遺言なく亡くなったので、亡亀吉さんから相続した鈴木家の遺産も含めた鶴さんの遺産は、すべて鶴さんの弟と妹に相続されることになりました。

これに対して、亡亀吉さんの弟虎夫さんとその家族が激怒したのは、言うまでもありません。鶴さんが亡くなりそうだった状況で、鶴さんにだけ延命治療をして、急に心筋梗塞を起こした亀吉の延命治療は敢えてしなかった、恣意的に死亡の順番を操作した・・・などという主張をしてきたのです。

子供がいない夫婦の場合の兄弟相続は、死亡の順番によって結果がかなり変わってきますので、よくシミュレーションしておく必要があります。 つづく